

1 . 件名 : 新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大山生竹テフラ噴出規模見直し) (高浜及び大飯の保安規定【13】)

2 . 日時 : 令和3年12月9日 15時40分~17時00分

3 . 場所 : 原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4 . 出席(・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁 :

(新基準適合性審査チーム)

止野安全管理調査官、高橋管理官補佐、立元管理官補佐、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官

関西電力株式会社 :

原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ
マネジャー 他5名 及び 担当者8名

5 . 自動文字起こし結果

別紙のとおり。

音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6 . その他

提出資料 :

資料1 高浜3,4号炉 大飯3,4号炉 原子炉施設保安規定変更認可申請に係る審査会合における指摘事項への回答について【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る運用変更】

資料2 高浜発電所3,4号炉 大山生竹テフラ噴出規模見直しに伴う保安規定変更に関する補足説明

資料3 大飯発電所3,4号炉 大山生竹テフラ噴出規模見直しに伴う保安規定変更に関する補足説明

資料4 保安規定審査 コメント反映整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	ただいまより、関西電力高浜 34 号炉、大飯 34 号炉耐専生竹テフラ噴出規模見直しに伴う
0:00:11	原子炉施設保安規定に変更認可申請に関するヒアリングを始めます。それでは関西電力から提出資料に基づいて説明をお願いします。
0:00:23	関西電力のツジカワでございます。それでは本日資料 1 から 4 まで 4 種類ございますけれども、まずは資料 1 のパワーポイントのほうにつきまして、前回から修正した点についてご説明をさせていただきます。
0:00:41	それから、資料 1 の詳細については資料 2 と 3 の高浜大飯、それぞれの補足説明資料にまとめてございますけれども、資料 1 の修正点御説明しながら、資料 2 と 3 の
0:00:57	書いていることについても、御説明をさせていただきます。
0:01:02	それから、その後にですね、資料 3 の大飯の補足説明資料、これ、まだ説明できてないところございますので、資料 3 の多いにつきまして、高浜 34 との差分を中心に御説明させていただければと思います。
0:01:21	よろしくお願いいたします。それでは資料 1 のほうから御説明させていただきます。
0:01:27	関西電力の木村です。
0:01:31	資料 1 の審査会合資料案でございますけどスライドの 3 をお願いいたします。
0:01:40	前回の
0:01:41	コメントですけれども、
0:01:44	資料 4 のコメント反映整理表、5 分の 5 自主的対応事項の
0:01:51	103 番、
0:01:53	でございますけれども、
0:01:57	資料でございますが、概要説明の審査会合資料、これを大飯 34 号は号炉の記載に修正したものを新たに追加いたしました。
0:02:08	続きまして、資料、スライド 5 お願いいたしますこれ自主的修正事項の 105 番でございますけれども、
0:02:18	試験結果の表に閉塞時間の改善内容を備考でつけさせていただきます、参考 2 ということで補足説明資料の
0:02:29	別紙 5 に記載してる内容を
0:02:32	参考人月付け加えました参考 2 をお願いいたします。
0:02:43	参考の 2 でございますけれども、D G改良型フィルターの閉塞時間の影響。
0:02:48	対策ということでラピリンス板の設計、
0:02:53	ございましたけれども、次のページで、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:55	ラビリンズ板を取り外して、書いて試験結果をした結果、改善効果が得られましたということの資料を表でつけくせつけております。
0:03:05	(4)としまして、試験結果に対する考察としまして、
0:03:10	34号炉と高浜34号炉と大飯34号炉差異が出てくるのが、流速の違いによるもので、大飯34号のほうは流速をそういった目で改善効果が大きかったということ考察を付けてくださいといういただきます。
0:03:25	以上がフィルター関係のコメント範囲でございます。
0:03:32	関西電力のフジサキです。続きまして手順関係につきまして説明させていただきます。同じく資料1のスライドの13ページをお願いします。
0:03:43	こちらの大飯のタイムチャートになりますけれども、こちらタイムチャートのつといたしまして要員の移動に対するルールをこのタイムチャートの左下のほうに赤字で書いてあるんですけども、考え方についてということでルールを
0:03:57	記載させていただいてございます。まず一つ目といたしましては、これは矢印の通りなんですけど手順の内容ですにおける矢印については、同じように複数の作業を行う際の移動を示しているということ、そして移動するように数は、
0:04:12	前作業を行ってた要員全員が移動する場合は実施後移動というふうに書かせていただいております。一部の要員が移動する場合につきましては、実施後、進め移動というふうに記載をさせていただいてございます。
0:04:28	Xaにつきましては残り34号炉合計の人数といたしまして統一させていただいております。それ赤字の訂正のところもあると思うんですけどもそのところは34号炉の合計の追而といたしまして
0:04:43	人数を記載させていただいているものでございます。そして三つ目につきましては移動に要する時間については、移動後の作業時間に含まれていますということで別紙5-3のところ補足説明資料にあるんですけども、こちらの記載につきましてもタイムチャートのほうに、
0:05:01	記載させていただいております。高浜につきましても資料2番の補足説明資料の112ページに、
0:05:10	なります。
0:05:13	高浜につきましても、先ほどのスライドと同じ記載ですけれども全体タイムチャートのところにつきまして要員移動に対する考え方のルールを、これ大飯と同じですけれども記載させていただいております。また大飯と同じく
0:05:28	人数に移動のニーズにつきましてもついに合計の人数で統一させていただいておりますので、赤字のところは記載のほう適正化させていただいております。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	す。あと同じページですけども、備考のところ赤字のほうで追記させていただいておりますけれども、
0:05:45	蒸気発生器の補給の仮設中圧ポンプの起動のタイミングにつきましてディーゼル発電機機能阻止後に移動する時間を考慮しまして可搬式排気管と仮設ダクトの設置の完了後に起動を行うということで高浜本部のほうは、
0:06:02	こちら追記をさせていただいております。
0:06:06	資料1のほう戻っていただきます。
0:06:09	続きまして、スライドのほうに12ページをお願いします。
0:06:17	こちら高浜オリジナルになるんですけども、指摘事項のナンバー4番ということで、通信連絡設備の3号側と4号側の接続の話になるんですけども、こちらの3号4号のポンチ絵の表の上のところ3号炉とも4号炉とも
0:06:35	凡例のほうをつけさせていただいております。
0:06:39	そして二つ目の矢羽のところですけども、燃料取扱建屋の配置するか判断につきましては補足説明資料の171ページのほうで追記のほうをさせていただいております171ページをお願いします。
0:06:56	はい。
0:07:01	171ページのところですけども、ページの下の方の3ポツのところの配置場所の決定方法についてなんですけれども、配置場所の決定といたしまして、判断におきましては、購買予報が発表され所長が
0:07:17	作業開始を指示するとともに配置場所判断することになるんですけども、燃料取扱やないの作業情報は日常的に川の収集共有されておりその情報をもとに判断することが可能であるということを追記させていただいております。
0:07:33	続きまして、資料1のスライド24をお願いします。
0:07:43	スライド番号の24番ですけども、こちらにつきましては、前回の資料と加えまして多いの。
0:07:53	情報を追記赤字のほうで追記させていただいております大飯のほうは宣すてA - A水源の水温の総和が1320立米で、必要な給水量が1266立米ということで追記のほうさせていただきます。
0:08:09	また、スライドの26ページになるんですけども、こちらは電源車の燃料の
0:08:17	話になるんですけども、こちら大飯版といたしまして26ページのスライドを追加させていただいております。
0:08:24	そして補足説明のほうですけども、高浜の方、資料2番の163ページからお願いいたします。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:38	燃料資源の詳細な補足説明ですけれどもこちらの追加といたしましては 160、5 ページ目のほうにA3 の 3 といたしまして、具体的な電源車から燃料減の 1 電源車に対する時燃料補給の
0:08:56	実施方法につきまして、ポンチ絵を用いて説明のほうを追加させていただいております。
0:09:06	また、168 ページ。
0:09:09	になりますけれども、
0:09:11	3 ポツ 5 のところになります。
0:09:15	こちらにつきましてはの燃料補給時の残余考慮した燃料保有量の評価ということで、燃料の残いうにつきまして 42 て、
0:09:29	仮設中圧ポンプ用の電源車については 42 リットルの剤は残るとということと電源車、通信連絡設備用の電源車につきまして 128 リットルの材料が残るということを記載させていただいた上で、材料を燃料保有量から材料を差し引いた
0:09:45	使用可能燃料量につきましても燃料消費量から十分に上回っているという説明を追加させていただいております。
0:09:54	燃料資源関係につきましては以上になります。こちらの記載は多いの資料三番の補足説明資料も同じような記載とさせていただいております。
0:10:06	関西電力ツジカワでその 1 点だけ今の残余の話の補足ですけれども、
0:10:11	高浜では、電源車の燃料タンクからこのポンプを使って酌み取りますので、どうしてもちょっと底面のところが取れない油が出てくるという評価つけました。一方で大飯のほうは経由のドラム缶
0:10:29	が燃料棒減ですので、そういった場合は低迷付近であっても吸い込むことができますんで、ちょっとそこは高浜と大飯で同じように資料はつくってるんですけども、そこは少し間の違いとしてございます。
0:10:44	そう。
0:10:45	はい。
0:10:47	続いてスライド番号 29 番をお願いいたします。
0:10:53	こちらあの移動時間指摘事項 No.6 で移動時間の話になりますけれども、こちら、以前ローマ数字 番のほうで反復する作業を長時間行う場合については、緊急安全対策要員と適宜交代することが可能というふうに書かせていただいていたんですけれどもこちら
0:11:12	反復する作業というナカノ以降ということで DG フィルター取りかえと清掃手順につきましても緊急安全対策要員と適宜交代するということを名
0:11:23	明記させていただいております。また

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:27	スライドの右下のほうに緊急安全対策要員の必要人数といたしまして、前回提出させていただいた資料でイメージのほう書かせていただいておりますけれども、こちらは高浜と大飯それぞれのタイムチャートに応じた
0:11:44	必要人数数を書かせていただくコート低書かせえを記載することを考えております。
0:11:54	続きましてスライド番号 30 をお願いいたします。
0:12:01	こちら指摘事項のNo.7 のところですけれども、こちらの二つ目の矢羽の火山灰影響への対応ということで、2 行目のところを、火山灰の乾燥状態・数や人の活動により地面に積もった。
0:12:16	火山灰の巻き上げの影響による制その影響としては点というふうに書かせていただいたんですけれどもちょっと日本語の記載が来適正化させていただきまして、乾燥状態の場合店数や人の活動により地面に積もった火山灰の巻き上げの影響としてはというふうに記載のほうを、
0:12:35	改めさせていただいております。
0:12:40	審査会合資料につきましては以上になります。
0:13:09	原子力規制庁の高橋です。
0:13:11	資料、
0:13:13	番号 1 - 6 番、6 ページ目をお願いします。
0:13:22	前回のコメントの反映状況ではありませんけれども、この(2)のところの負圧変更 10cm のところの基準捕集容量到達までの時間が 207 分とあるんですが、
0:13:36	(3)では、
0:13:38	207 分から 20 分を引いてというふうなロジックでいくと 170 が 187 本となります。
0:13:48	ちょっと既認可のですね話でありますので既認可の資料を確認したところ、
0:13:55	フィルター取りかえに要する時間 20 分日差し引くとフィルタ取替の着手時間 187 本となるような保守的に 120 分でフィルタ取替を着手することとすると保守的に一言で 120 分を選定しているようですが、
0:14:12	その他何か
0:14:15	理由と、保守的に以外に理由はございますでしょうか。
0:14:22	関西電力の木村です。時認可のときでございますけれども(1)の
0:14:30	最大層圧最大捕集容量 7 万 6107 万 6000 に対して基準捕集容量 5 万というところで、ここで保守的に与えとったんですけれども、来認可のときは、それでフィルタ基準捕集容量 207 分と出ましてそこに十分してさらに

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:50	60分の余裕をとったという流れでございますけれども、今回の場合ですけれども、最初の基準捕集容量を設定するときに、かなり余裕をとっておりますので、そこ。
0:15:03	の違いがあるということでございます。
0:15:16	はい。
0:15:17	規制庁の高橋です。確かに規制基準捕集容量をのを
0:15:25	既認可と、今回の部分は多少変わってきて、既認可の方が有利にいい保守的な設定になっている若干ですけれども、保守的な設定になることを確認しております。
0:15:41	わかりましたトータル的に判断したというようなことでよろしいですか。
0:15:48	関西電力の件、キムラですか。その通りでございますトータル的に判断して保守的に設定しているということでございます。
0:15:56	規制庁高橋です。わかりました。
0:16:00	ほかに、審査官から資料1についてありますでしょうか。
0:16:46	原子力規制庁高橋です。では、引き続いて、資料の説明をお願いします。
0:16:54	それでは資料の3、お願いいたします。
0:17:00	大飯34号炉の補足説明資料でございます。この補足説明資料でございますけれども、前回のヒアリングのときに資料提出したんですけれども、dBフィルター関係の修正につきましては、34号炉の高ベントすべて反映して赤字で前回提出提出しただけ確認いただけたという認識でございます。
0:17:20	高浜との差異箇所としまして、交渉のフィルターの取り付けで下達を使用するというところが、高浜34号炉との違いでございますけれども、その点につきまして、前回コメントはありましたので、それについて回答いたします。
0:17:38	自主的コメントNo.111番でございますけれども、通しページの11ページ目をお願いいたします。
0:17:49	図5でございますけれども、フィルターの取り付け作業の概要のところ、米2で高所にある作業は下達を使用するというところで、大飯大飯34号炉の個別として修正したんですけれども、ちょっと
0:18:05	文字だけでわかりにくいということでございましたので、状況写真というところを新たに付け加えました。
0:18:13	あと1点ですね。龍野しようというところも記載してくださいということだったんですので、なかなか龍野しようというのはちょっとなかなか難しいんですけれども最大使用高さというところが、下達のカatalogにありましたのでそこを用いて最大使用仕様高さ1メートル69cmと。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:31	いうものの気圧であるということがわかるようにしようとしてそういう表記をさせていただきます。
0:18:39	DGフィルタ関係は以上でございます。
0:18:47	関西電力のフジサキです。では続いて手順関係につきまして先週説明できなかったところも踏まえまして説明させていただきます。まず
0:19:01	ほぼ
0:19:02	自主的対応事項のナンバーの 100 番のところになります。高浜の高浜大飯につきまして電量の燃料について劣化への対応を記載するところです。
0:19:22	大飯のほうで 109 ページをお願いします。
0:19:31	こちら大飯のほうですけれども、電源車及び靴(3)項のところですが、電源車及び軽油間のドラム缶の健全性につきまして、電源車 1 回月に 1 回も負荷試験と年に 1 回の負荷試験を行っており、
0:19:49	これらの年試運転による燃料するんでシヨウ消費する燃料というのは都度補給してますんで前年度 2020 年度の燃料補給実績を下の表に示してますけれども、電源車に対しまして約 2 年で燃料の総入れ替えを実施しているということで、
0:20:07	燃料劣化の心配はなく、健全な状態で維持できるということを確認しております。
0:20:13	経営管理のドラムにつきましては 1 から 2 年に 1 回の燃料の総入れ替えを実施しているため燃料の劣化に心配なく健全な状態維持できていることを確認している旨を記載させていただいております。こちらは資料 2 番の高浜につきましても、
0:20:30	同様の記載をさせていただきます。
0:20:33	続きまして自主的対応事項の 101 番をお願いいたします。
0:20:41	こちら 101 番の内容といたしまして、今回の炉規則 83 条の対応で用いる仮設中圧ポンプの仕様を記載するところになります。
0:20:51	資料 3 の補足説明資料 103 ページをお願いいたします。
0:20:59	こちら大飯のほうの中圧ポンプの仕様ですが、設工認の要目表と同じような要領でポンプの仕様のほうを記載させていただきます。こちらは高浜の補足説明資料も同じ。
0:21:14	記載とさせていただきます。
0:21:18	続きまして自主的対応事項といたしまして 112 番をお願いいたします。
0:21:24	こちら鋭角タイムチャートにつきまして開始時間の起点の説明を変更前記載変更前から記載していると記載するという説明になります。少し

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:38	補足説明資料のところをいろいろ飛ぶんですけども、別紙補足説明資料の別紙 4 番のところになります。具体的な総ページ数といたしましては資料 3 - 76 ページをお願いいたします。
0:21:58	資料 3 - 76 ページにつきましては変更前のタイムチャートのところというところで、タイムチャートの起点になるところを赤字の通り記載させていただいております。
0:22:10	次のページの 77 ページ、そして 79 ページにつきましても同様に変更前の手順につきまして起点を記載させていただいております。
0:22:23	自主的対応事項に関する説明については以上ですけれども、大飯の資料三番につきまして高浜との続いて大飯の補足説明資料につきまして全体的に高浜との採用。
0:22:38	手順につきまして説明させていただきます。
0:22:42	まず、別紙補足説明資料の 55 ページをお願いいたします。
0:22:50	別紙 1 ですけれども、55 ページから 56 ページにかけて火山火山影響等発生時の手順フローを示させていただいておりますが、56 ページのほうお願いしたいんですけども。
0:23:04	今回の変更箇所につきまして 4 ヶ所示させていただいております通信設備電源の確保等中圧ポンプの準備そして軌道阻止でディーゼル発電機のフィルターの取りかえの清掃ということで、4 ヶ所示させていただいております。この 4 ヶ所につきましては高浜と同様なんですけれども、
0:23:24	今回保安規定の手順を変更するものを示しております実線につきましては、高浜のほうは通信設備電源の確保の準備だけだったんですけども今回大飯につきましては、いろいろ場所を変更する電源車が中圧ポンプ用のものとかねてますので、
0:23:40	中圧ポンプの準備につきましても実践で示させていただいております。
0:23:45	こちらが別紙 1 の債高浜との差異になります。続いて別紙 3 になります 69 ページをお願いいたします。
0:23:57	別紙 3 ですけれども、こちらは中圧ポンプの注水作業の見直しということで、全体のタイムチャート等対応手順のフローにつきまして説明させていただいているものでございます。
0:24:10	こちらは
0:24:12	パワーポイントの会合資料運営の案とでも説明させていただいたんですけども、高浜のほうは中圧ポンプの起動時間が前倒しになってたんですけども、
0:24:26	大飯の場合は、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:29	起動時間が後ろ倒しのほうになっているという説明を、のところが高浜の違いになっております。
0:24:38	続きまして、続きまして別紙 4 になります。73 ページをお願いいたします。
0:24:48	73 ページですけれどもこちらは電源車の移動場所の変更に伴う影響についてタイムチャートの影響ということで説明させていただいているものでございます。高浜の電源車の場合は給電ケーブルの敷設設置のところでは影響のほうがあって、
0:25:04	電源車の移動と可搬式ファンと仮設ダクトの設置については影響はないというふうになったんですけれども、
0:25:10	大飯の場合につきましては、電源車の移動と可搬式ファン及び仮設ダクトの設置のところでは影響があるというふうになってまして、給電ケーブルの敷設設置についてはなしという説明とさせていただいております。こちらが高浜との差異になります。
0:25:32	あとはとですね、高浜の別紙 8 に
0:25:37	電源車の通信連絡設備の電源車と、
0:25:41	3 号炉つなぐ場合と 4 号炉つなぐ場合ということで説明のほうがさせていただいてたんですけれども、大飯のほうは電源車を 3 号炉 4 号炉両方つなぐ構想になってますので、別紙 8 につきましては言わないという構造になってます。
0:25:57	補足説明資料の 3 については以上になります。
0:26:28	原子力規制庁の高橋です。
0:26:32	今ほどの説明の中で
0:26:37	のものとその他、つつ気づいた点をちょっとコメントさせていただきます。
0:26:44	56 ページ目。
0:26:46	ですが、
0:26:48	資料 3、
0:26:52	多いですね。
0:26:53	- 56 ページ目。
0:26:59	このフローで黄色の太線のところで、仮設中圧ポンプと、
0:27:07	通信設備電源確保準備とあります指定両方保安規定の変更伴うと。
0:27:13	いうところで、これほかの資料に書いてありますように、電源車を、これは両方ともかねるということで、その旨をここにどっかに注記いただくと助かります。
0:27:30	関西電力のフジサキです。承知しました記載させていただきます。
0:27:38	続いて、86 ページ目。
0:27:42	規制庁高橋です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:45	86 ページ目に、経由ドラム缶の建家近傍への移動をの成立性について説明がありますが、
0:27:57	4 ポツ目の作業環境で軽油ドラム缶の保管場所とありますが、そもそもこの保管場所は、
0:28:06	どの辺になるんでしょうか。趣旨はですね、タービン建屋から原子炉建屋に移動先が変わっても、移動時間が変わらない。
0:28:17	という説明ですけれども、を起点となる場所がどこなのかっていうのがその辺の
0:28:28	成立性がわかるんですが、その辺をちょっと説明してください。
0:28:46	大飯発電所 3 聞こえてますか。
0:28:51	回答をお願いしたいんですけどししゃべってないのかなと大飯発電所です聞こえてますか。東京聞こえてます。よろしくお願いします。
0:29:03	引き続き、ちょっと今資料の中でわかりやすいページを探しておりますのでしばらくお待ちください。
0:29:10	規制庁高橋です。わかりました。資料 1 - 参考 5 にねん電源車の移動のルートがありますし、これなんかはいかがでしょうか。
0:29:32	DBA 学生すいませんなそれででしたが、大飯発電所のマツダです。審査会合資料の参考 5 で御説明させていただきます。
0:29:46	まず今来認可センチの移動先ですが、経営のドラム缶につきましては 3 号炉タービン建屋の青丸のところ、こちらへ 1 ヶ所への移動となります。
0:30:01	25cm 対応となりますと、芸原子炉周辺建屋、
0:30:07	場所的にまず塗料 (3) 塗料 (4) この近傍へ移動させますんで、移動開始のスタート場所ですが、ちょっとわかりにくいのですが
0:30:19	タービン建屋納付で左側の端っぐらいの道路に芸経由のドラム缶を置いています。
0:30:30	ここだけ。
0:30:33	うん。
0:30:36	ですので、
0:30:38	距離的にはタービン建屋に行く場合も原子炉周辺建屋に行く場合も、大きな事故のさ距離の差はないというふうに整理をさせていただいております。
0:30:50	原子力規制高橋です。わかりました。
0:31:01	はい。
0:31:16	原子力規制庁の高橋です。続いて確認です。
0:31:21	同じ資料 3 - 90。
0:31:25	8 ページ目。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:28	ですが、
0:31:29	ここよう高浜と同様に、要員、
0:31:36	5、移動する作業から作業に移動する場合の表がありまして、移動時間が設定されている説明になってるかと思いますが、
0:31:49	この中で、
0:31:53	ちょっと前に戻りまして、
0:31:58	54 ページ目の
0:32:03	資料で全体のタイムチャートがありますが、
0:32:09	ここで
0:32:12	緑の枠の一番下の段の緊急
0:32:16	体制、安全対策要員の軽油ドラム缶の建屋近傍の移動から
0:32:23	それを実施後移動ということで、青枠の一番上の現地移動主蒸気逃し弁開放開度調整とありますが、これもタイムチャートを見ますと、
0:32:37	時間差なく引かれております。これは先ほどの 98 ページ目の表に見当たらないんですが、これは入れなくてよろしいですか。
0:32:55	関西電力のフジサキです。98 ページの第 1 図は高浜の補足説明資料もそんなんですけども改良型フィルターの取手フィルターの関係であったり、中圧ポンプ、そして
0:33:10	通信連絡設備用の電源車の作業に関する
0:33:13	移動時間について中心に説明させていただいておりました。なので主蒸気逃し弁の開放や開度調整というのは入れては、いないんですけども、
0:33:27	基本的に考え方というのは、主蒸気逃がし弁開放につきましても同じになります。
0:33:36	なので、移動時間に応じて
0:33:40	移動する移動するように、この 20 分の中に移動時間も入っているという考え方になります。
0:33:58	原子力規制庁の高橋です。今の移動のところは既認可からから変更した箇所でしょうか。
0:34:10	こちらのフローにつきましては既認可からそういうはございません。
0:34:24	来認可から変更した箇所でないことわかりました。
0:34:34	すみません、近畿認可との変更がないというのは、主蒸気逃がし弁の
0:34:42	非常動逃がし弁の時間のことを言ってますでしょうか。
0:34:47	異動の話をおっしゃってますか、規制庁タカハシです。異動の話で、ここに、現在
0:34:54	移動のときにですね、要は作業から作業に移動する際に、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:02	ちゃんと移動時間が考慮されていて、次の作業が
0:35:09	成立するののかという話でまとめてもらってますので、その観点でいかがでしょうか。関西電力のフジサキです。
0:35:19	既認可につきましても軽ドラム缶の建屋近傍の移動につきましても
0:35:25	50 分の移動から主蒸気逃がし弁の開度調整をその 20 分というところで、
0:35:33	間の時間なしで移動するということになってますので、異動の観点と、タイムチャートの観点から、今回既に化に比べましてもそういうは御ないものになっております。以上です。
0:35:48	既認可からの変更なしということで、規制庁タカハシですが了解しました。
0:36:03	規制庁タカハシです。続きまして、
0:36:11	107 ページをお願いします。
0:36:14	資料 3107 ページ。
0:36:21	表 3 - 4 - 2、A 電源車の燃料消費量ですが、
0:36:28	後配到着から 215 分、
0:36:34	分経過ということで、
0:36:36	3 号炉の一番上はなっておりますが、この 215 分の数字はどこから出てきたのでしょうか。
0:36:50	。
0:36:51	関西電力のフジサキです。この 215 分は何かといいますと、中圧ポンプの運転開始を示しております。
0:37:01	タイムチャートを全体のタイムチャートと比べますと、
0:37:06	こちら電源車に書いてある、107 ページの記載は勾配から 215 時間なんですけれども、
0:37:21	民じゃチャート状と衛星整合をとっております。なのでっかわのスタート時間が時間は違うんですけれども、購買到着が 215 分ということで、
0:37:36	タイムチャートチャート状とは整合がとれているものでございます。
0:37:44	規制庁高橋です。
0:37:48	要は、
0:37:50	ディーゼル発電機の機能喪失、
0:37:54	その時間までの時間でよろしいですか。
0:38:00	関西電力のツジカワでございます。資料 3 - 71 ページをお願いいたします。
0:38:13	これの電源車に関連する手順の変更前後のタイムチャートを記載してございますので、
0:38:22	この上と下のチャートの一番下、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:25	のタイムチャートの一番右端の時間ですね、これが電源車が起動するという時刻になります。見ていただくと変更後は 275 本となっておりますので、
0:38:40	この時 0 本が噴火発生から見ると 275 分です。ちょっとすみませんややこしくて先ほどの 107 ページで御指摘いただいたところは、降灰タイプ当社からの時間を書いていると後配到着っていうのは 60 分のところですので、275 から 60 引いて 215 本と。
0:38:57	というのが出てくるという関係になってございます。
0:39:01	。
0:39:06	規制庁高橋です。全交流電源喪失からさらに時間がたってから起動しますと負荷切り離しの作業とかあるので、そういう意味合いですね、それから
0:39:22	降灰到達 60 分を引いた数字となっていると、そういう理解でよろしいですか。
0:39:28	関西電力ツジカワでございます。ご理解の通りでございます。
0:39:33	わかりました。もうちょっとその辺のこの数字ですね、来認可の数字もそう、そのようになっているかと思いますが、
0:39:44	枠外で構いませんので、どういう数字なのかっていう説明が欲しいかと思いません。
0:39:54	加えまして、同じように、4 号炉のほうで
0:39:59	15.50 関係課まで、これはどう表読み読むと、
0:40:07	34 号の消火水バックアップポンプを起動する。
0:40:12	までの時間かと思いますが、
0:40:15	これも同じく、この数値の根拠を欄外に、
0:40:21	あったほうがわかりやすいかと思いません。
0:40:24	さらに、一番下の二重サージ参事官計画から 24 時間の 23 時間は何を意味しているのか、これもちょっと説明をお願いします。
0:40:38	関西電力のフジサキです。承知しました当該ページの欄外にし、
0:40:45	経過時間に対する説明を追記させていただきます。
0:41:10	規制庁の高橋です。方位につきましては、終わります。私のほうからは、
0:41:19	続いて資料 2 の高浜の資料につきまして、
0:41:23	再度ちょっと確認があります。
0:41:31	高浜でこここれから言うのは大いにも共通する事項として
0:41:38	とらえてください。
0:41:40	133 ページ目。
0:41:46	資料の明確化という観点で、
0:41:49	タイムチャート比較とあるんですが、括弧書きでこのサブタイトルですね、これはこの表は何の変更の表なのか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:00	下の理由のちっちゃなとこに少しありますが、電源車通信連絡設備用の配置場所変更と思われますが、サブタイトル入れてもらうとわかりやすいです。
0:42:12	あと変更後の方にも凡例がありません。
0:42:16	上の凡例と異なるかと思えますので、追加してもらったらわかりやすいです。
0:42:22	いかがでしょうか。
0:42:27	すいません関西電力のフジサキです。ご確認ですが、資料 2 - 133 ページのことをおっしゃってます。はい。
0:42:36	判例等買い取るのサブタイトルの追記ということでは、承知しました。
0:42:46	原子力規制庁高橋です。同じく 137 ページ目も同様になります。
0:42:52	サブタイトルのみです。
0:42:59	続きまして、資料 2 - 144 ページ。
0:43:08	ここでは電源車の通信連絡設備に関わる給電準備と及び給電開始日の
0:43:17	について記載されておりますが、作業概要の 2 位、2 行目のところで、電源ケーブルの敷設接続という作業がこの中ではありますが、
0:43:29	これは別の資料でタイムチャートで 70 分の時間を設定しておりますが、これ次の 145 ページ目には 70 分が見当たりません。これは考慮しているのでしょうか。
0:43:55	関西電力のフジサキです。70 分とおっしゃってるのは 3 行目のところの通信連絡設備用の電源車のケーブル敷設接続のところ、
0:44:06	の 70 分先ほどすいません、2 行目とおっしゃってる 3 行目のところで 2 行目から 3 行目にかけてのところですよ。はい、80 分の上のほう 80 分で記載させていただいてると思うんですけどもこの 70 分のところにつきましては、
0:44:24	90 分のところに不要負荷切り離し充電操作で 90 分があると思うんですけども、その間にこの 70 分の作業を
0:44:34	行っているという。
0:44:36	ことになります。ちょっと
0:44:39	この 90 計 120 分の内訳紙で赤い枠を記載させていただいてるんですけども、実際は三つ作業を行う行っておりまして電源車の移動と通信連絡設備のケーブル接続と。
0:44:55	給電の準備ということで受電操作の 3 作業を合計して 120 分で 70 分のところと 90 分のところ並行して行っております。ただクリティカルのみにつきましては不要負荷の切り離しを充填操作ですのでそちらのほうの
0:45:12	明示をさせていただいているものでございます。
0:45:16	規制庁高橋です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:18	今ほどの件ですが 112 ページのタイムチャート全体のタイムチャートをご覧ください。
0:45:26	これによりますと、ちょっと 70 分が 30 分ぐらい、90 分より前から始まっているように見えるんですが、
0:45:37	この辺は
0:45:40	その 70 分。
0:45:42	列島出たところというのはどういうふう理解したらよろしいですか。
0:45:57	。
0:45:58	関西電力のフジサキです。
0:46:01	70 分のところは、
0:46:04	90 分のところと同じように、の作業の方はさせていただいてまして
0:46:12	70 分につきましては
0:46:16	作業実績とかそのケーブルの長さの距離に応じて設定されているものでございます。
0:46:24	トータル時間が規制庁タカハシです。トータル時間が
0:46:33	9 電用電源車の屋内の移動 30 分と。
0:46:36	不要負荷切り離し 90 分に対して 120 分としてるんですが、この給電ケーブル敷設接続の出っ張ったところもトータルに入れなくてよろしいでしょうか。
0:46:55	関西電力フジサキです。当該箇所の平行の作業に関する考え方につきましては整理させていただきます。
0:47:05	規制庁高橋です。
0:47:06	わかりました。
0:47:09	144 ページ、同じページで先ほど来の移動時間が
0:47:17	入っての説明がありましたけれども、
0:47:21	ここを代表していますが、この 92 分という実績にその移動時間自身が入っているのでしょうか。
0:47:40	関西電力のフジサキです。そこの 30 分最初の 30 分のところの電源車のところですけども、
0:47:48	電源車の緊急対策用の移動の方を前作業で行っているますので移動時間のほうは考慮し、
0:47:58	考慮はしてないです。ただ
0:48:01	想定時間の考え方につきましてはこれらの作業時間等で余裕があるものとして、作業時間を移動時間の方を設定させていただいております。
0:48:14	規制庁の高橋です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:16	139 ページ目に想定時間、括弧 2(1) で移動の考え方が書いてありますが、この考え方が含まれていると理解してよろしいですか。
0:48:36	想定時間の考え方は、その認識でそういうございません。
0:49:14	関西電力のフジサキです。別紙 5 の 2 で抵抗の 1 で記載させていただいた実績時間につきましては、移動時間を考慮してないんですけれども、これらの移動時間につきましても、
0:49:32	想定時間、移動時間よりも、えよ夢を持って想定時間の方を設定させていただいております、
0:49:41	その想定時間の中には、移動作業も含まれているというものでございます。
0:49:50	規制庁高橋です。わかりました。
0:50:00	引き続いて資料 2 の確認ですが、150。
0:50:06	すみません。
0:50:09	156 ページですが、
0:50:13	移動時間の考え方について記載がありますが、今と同じ質問です。2 のところで産業別の作業場所を移動する場合として、
0:50:26	中段の辺に六つのエリアに大別しこれらエリア間の移動時間、距離に応じて移動時間を設定とありますが、
0:50:35	先ほどありました 139 ページの来考え方で 4kgm/h未満を適用していると考えてよろしいですか。
0:50:48	関西電力のフジサキです。その認識で相違ございません。
0:50:54	規制庁高橋です。続きまして 157 ページですが、反復する作業長時間を行う場合の記載がありまして、これはパワーポイントの資料 1 でも記載があるところですが、
0:51:11	先ほど冒頭に言っていたように、
0:51:16	イメージではなく、実際の小倉グラフで可視化したもので病院の
0:51:27	溶融というか、そのピーク、
0:51:31	それから、
0:51:33	経過して交代要員が確保できることを示していただければと思います。
0:51:42	。
0:51:43	関西電力のフジサキです。承知しました。
0:51:49	続きまして資料 2 - 163 ページですが、
0:52:00	163 の
0:52:04	下から 5 行目の後ろのほうから、炉心で発生する崩壊熱両脇認可と同じであり、必要な熱容量給水量に変更がないとの記載がありますけれども、
0:52:17	ちょっとこれは進んでは少しわかりづらいかと思います。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:20	108 ページに、府後輩からの
0:52:27	給水の対応フローがありまして、
0:52:31	そこでは
0:52:33	仮設中圧ポンプ前にも同じ水源の冷却、
0:52:39	手段で、
0:52:40	伝導補助給水ポンプですね、そういったもので行われていて、
0:52:44	トータルとしてか、その冷却に用いるものは変わらないというような説明がある とよりわかりやすいかと思います。いかがでしょうか。
0:53:00	関西電力のフジサキです。ご指摘の通り、
0:53:04	補助給水ポンプから中圧ポンプにかわるタイミングが異なる場合であっても、
0:53:12	補助、補助給水ポンプと中圧ポンプとしての総水量が給水量が変わらないの で、
0:53:20	そうはにつきましても水泳必要な給水量の総和につきましても変わらないとい うもので記載させていただきます。
0:53:30	規制庁高橋です。した同じページの下から 2 番目、2 番、2 行目で必要な給水 量除熱量は 986 立米ですが、この引用元を記載してください。
0:53:47	関西電力のヌマタです。承知しました少し算定のプロセスのところをちょっと記 載させていただきます。
0:53:58	規制庁高橋です。165 ページお願いします。165 ページの表 3 - 4 - 1 ですけ れども、
0:54:07	すみません 165 ページですね。
0:54:10	165 ページ。
0:54:12	少し
0:54:14	これなんです、
0:54:17	ここでは各電源車の燃料保有量が記載されておりますが、
0:54:22	これも欄外のところで構いませんので 161 ページにあります。実際の
0:54:31	電源車が
0:54:33	これよりも、多く記載されておりますが、これがの対応というか、
0:54:43	これをすべてカバーしていることを示すように、注記していただければと思いま す。いかがでしょうか。
0:54:52	関西電力ナガタ問題ありますというのが 165 ページの表 3 - 4 - 1 につきまし ても 101 ページの
0:55:00	いわゆる識別番号売価の記載に直させていただきます。
0:55:08	続きまして 166 ページの表 3 - 4 - 2 ですが、
0:55:13	大飯と同じように、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:18	降灰到着からの経過時間にが書いてありますが、ここでは
0:55:25	0.75 時間つまり 45 分。
0:55:29	ということで、
0:55:32	先ほどの大飯と異なってこれは時の稼働時間かと思いますが、あまり起動まで溶融がないような気がします、これは間違いはないですか。
0:55:49	関西電力のフジサキです。こちらあの電源車の起動時間です。ご認識相違はございません。
0:55:57	いや、SBOが発生してからその軌道に入るという理解でよろしいですか。
0:56:13	関西電力のフジサキです。その通りでございますが、SBOが起きてから起動すると。
0:56:19	ご認識の通りでそういうございません。はい。
0:56:24	規制庁の高橋です。わかりました。その下の表にも表明数が表 3 - 4 - 3、これにも 15.2 時間とか 2 時間。
0:56:37	その前に時間ですね。
0:56:39	これらの数字が出てきますがこの
0:56:44	根拠も欄外にお願いします。特に 2 時間のところはちょっとタイムチャートで確認すると。
0:56:51	A と 135 分ではないのかなという疑問が持って思ってます再度ちょっと見直しを網確認をお願いいたします。
0:57:02	関西電力のフジサキです。承知しました。
0:57:08	規制庁タカハシです。同じく表の 3 - 4 - 3 のこれはちょっと既認可の話で、
0:57:18	括弧棒の運営燃料消費量の既認可の数値ですけども、既認可資料とちょっと数値が異なってきております。
0:57:30	500 例えば A 真ん中の段の 502.64 リットルが設計時に委員会の資料では 380.64 になっておりました、ちょっとこの辺もちょっとなぜかということを説明ください。
0:57:47	関西電力ツジカワでございます。ちょっと確認させていただきませうけれども、おそらくこのキリンかって言っているものがまた 10cm の一番最初のバックとの時を指しているのか、その後も変更、例えば緊急時対策所を
0:58:04	移設したりして、若干このあたりの数値が変わっておるところもあって、直近の既認可から取ってきております。ですので、ちょっとまず措置確かめさせていただいて、時に化つていうのはどの基金からのかっていうところをちょっと明記する形で修正をしたいと思っております。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:24	規制庁高橋です。今私が申し上げた任期認可は平成 30 年 12 月 12 日に認可のもので、最新のものではありませんので、私のほうでも確認します。
0:58:38	関西電力ツジカワでございます承知しました。おそらく最新の既認可で私も見てますけど、これ合っていると思ってまして、若干一番最初の
0:58:51	タカハシさん見ていただいた既認可から増えたりしてるのは、負荷が、
0:58:56	新緊対の負荷が乗ってきたりだとか結構変わってるところでございますので、ただ改めて確認をさせていただきます。
0:59:06	規制庁の高橋です。
0:59:08	169 ページ目をお願いします。
0:59:15	参考で電源車の燃料の健全性について書いていただきました。まず表 3 - 5 - 1 のほうですが先ほどの電源車の一覧と同じように、
0:59:26	161 ページのハンチングの電源線全体を示していることを
0:59:32	この欄外でも構いませんのでわかるように記載お願いいたします。
0:59:39	最近よくなってございます。識別番号の記載対応いたしました。
0:59:45	同じ規制庁タカハシです。同じところですが、文章のところを下から 2 行目のところを電源車に対して約 1 年で燃料の総入れ替えて実施。
1:00:01	していった燃料劣化の心配はないと断言されておりますが、
1:00:07	これ一般的に日本石油連盟なるとこの水晶のですね、保管期限は 6 ヶ月程度というふうに
1:00:18	ちょうど調べられましたが、
1:00:21	この燃料劣化の心配なくと断言してもいいのでしょうか。もしその辺、
1:00:30	断言できないのであれば記載を注意したサトウがいいんじゃないかと思えます。
1:00:36	関西電力ナガタでございます。今後そこに点検未了劣化の心配はないとちょっと断言しているのかわからないかと思えますので一応記載を見直させてもらいますんで一応ここ断言させていただき、いるのは、
1:00:51	この上のほうにも書いてありますが、月単位のものが試験後ね 1 回の貸金運転において、今まで以上は発生していないことから燃料棒は問題ないだろうという想定で書かせていただいております。ただ確かおっしゃる通り、残業するのは、
1:01:09	ちょっと問題があるかと思えますので、記載は見直させていただきたいと思えます。ありがとうございます。
1:01:16	規制庁高橋です。その燃料を使って機器に異常がなかったとかそういう実績も踏まえて充実していただければと思います。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:26	あと最後になりますが、戻りまして 112 ページ。
1:01:32	タカハシから最後ですが、
1:01:35	先ほどのコメント、前回のコメント対応としてタイムチャート上の備考欄にですね、赤字で、
1:01:42	ディーゼル発電機能喪失後に移動する時間を考慮しており、乾式排気ファン及び仮設ダクト設置完了後に起動を行うということでこの重複する部分の注記を入れており、いただいておりますが、
1:01:56	わずかな時間内ではありますけれども、ちょっとその記載、ダッ系では、
1:02:05	納得しかねるといふか、
1:02:10	もうちょっとこの 20 分という間に 3 号の起動と 4 号の起動操作を行うわけですが、
1:02:18	その辺の内訳を踏まえてですね、受順番とかですね何か
1:02:27	説明を追加できない者がこの場所でなくても構わないんですが、
1:02:36	関西電力のフジサキです。備考の記載につきましては、もう少しその重複するところに関しての
1:02:48	記載につきましては、今のところのダクト完了後ということに書かせていただいているんですけどもそのところのちょっと記載の充実っていうのを健康検討させていただきます。
1:03:01	規制庁高橋です。タカハシからは以上になりますほかの審査官から何かありましたらお願いします。
1:03:19	原子力規制庁の建物です。
1:03:21	ちょっと多いのと申請書の中身を確認するにあたって、補足資料でどの辺に説明があるのかっていうところ。
1:03:32	もう教えてもらえればと思うんですけど。
1:03:36	また大飯の場合は、と電源車。
1:03:39	中圧ポンプの電源車。
1:03:41	通信連絡設備の電源車、それぞれを
1:03:45	タービン建屋から原子炉周辺建屋に
1:03:49	配置する場所を変更します。
1:03:52	よね。
1:03:58	関西電力のフジサキです。オオイワ電源車は通信連絡設備用の電源車と、
1:04:06	可搬式の株式仮設中圧ポンプの電源車は同じものですので、
1:04:13	3 号炉 4 号炉、それぞれタービン建屋のほうから、原子炉周辺建屋の 3 号側と 4 号側両方が両方の電源車を移動させる。
1:04:25	という認識です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:27	了解しました。
1:04:28	で父ちゃん経由ドラム缶についても、その電源車に対して、
1:04:36	同じように、
1:04:39	タービン建屋から原子炉周辺建屋に移動します。
1:04:45	そのときの、先ほど高橋からもありましたけどもともどこにあってもともどこにあたっての保管場所としてどこにあって、
1:04:54	これまでタービン建屋に移動したものをこう周辺建屋に移動するかっていうところは、
1:05:02	今、当資料1だと参考5でありますってということなんですけど。
1:05:07	補足をし、資料上も、
1:05:10	この説明は、
1:05:12	ありますか。
1:05:18	関西電力のフジサキです。電源車の移動場所に関する比較表というのは、別紙を72ページ以降の別紙4で示させていただいております。
1:05:31	ただ、今現状の補足説明資料は配置場所というのは明記させていただいているんですけども、の移動場所をしてですね、資料1でいうA3、
1:05:45	6、
1:05:48	参考5と6に相当する記載はございませんのでそのところは、別紙4とか、ちょっと場所は検討させていただきますけれども追記させていただきたいと思えます。
1:06:02	規制庁建物です。了解しました。その際の経営ドラム缶の場所も明確にでもらえればと思います。
1:06:15	この軽油ドラム缶が、
1:06:18	大飯の
1:06:20	3号用の電源車で
1:06:23	4款
1:06:25	4号用に3款
1:06:28	保管してます。
1:06:30	このKドラム缶のこの4款参観っていうのは、
1:06:33	ここで用いる電源車。
1:06:36	中圧ポンプの電源車かつ通信連絡設備用の電源車。
1:06:41	両方兼ねていること電源車一対一対応で、この燃料減として使う。
1:06:49	いう理解でよろしいですか。それとも何かほかの電源車にも、この軽油ドラム缶は使う可能性があるのか。
1:06:56	ないのかというところを教えて欲しいんですけど。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:01	関西電力ナガタでございます製錬統計ドラム缶 4 缶を 3 号炉を三番を 4 号側に配置することについてですけど、閉鎖後におけるドラム缶は 3 号に配置するという基準に依拠救急キャストイングにつきましても動的近傍における欄から予防側の電源車に給油するのみ一対一のか。
1:07:21	という理解で問題ございません。
1:07:27	規制庁のタツモトです。この一対一対応電源車等燃料減。
1:07:35	となる。
1:07:37	電源車。
1:07:39	その一対一対応っていうのは、
1:07:42	高浜のほうでも、
1:07:44	いえる同じ一対一対応っていう理解でよろしいですか。
1:07:50	関西電力ナガタでございます。おっしゃる通りの認識で問題ございません。具体的な話で言いますと、これを補足説明資料 2 の例えば 106 できる 1 ページに使用する電源車等、
1:08:10	線量限度値を使用する電源車を記載してございますが大きくそれぞれ一対一の関係で間違いございません。
1:08:27	。
1:08:30	規制庁のタツモトです。了解しました。
1:08:34	高位のフロー。
1:08:37	資料 3 でいくと、
1:08:39	54 ページ目のこの大飯フロー
1:08:44	ちょっと高浜と違って、
1:08:47	高浜の場合は、中圧ポンプを用いた蒸気発生器 2 次側の炉心冷却と、
1:08:53	通信連絡設備の確保っていう欄を分けてチャートを作ってるんですけど。
1:09:01	高位のほうはそれは分けずに、今、通信連絡設備の確保等、
1:09:05	2 次側による炉心冷却っていうのも同じフロー
1:09:10	にあるのは、
1:09:12	同じ。
1:09:13	電源車なり、排気ファンなり、
1:09:17	同じものを使っているからっていう理解でよろしいですか。
1:09:22	関西電力のフジサキです。その認識で相違はございません。
1:09:28	通常のタツモトです。了解しました。
1:09:39	他の
1:09:42	質問ございますでしょうか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:20	規制庁からの質問は以上です。関西電力からコメントと確認事項等ございますか。
1:10:33	当関西電力ツジカワでございます。こちらからは特にございません。
1:10:51	原子力規制庁の高橋です。以上をもちまして関西電力高浜 34 号炉、大飯 34 号炉原子炉施設。
1:11:00	保安規定変更認可申請に係るヒアリングを終わります。お疲れ様でした。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。